

兵庫五国連邦プロジェクト（U5H）PR業務委託仕様書

1 委託業務名

兵庫五国連邦プロジェクト（U5H）PR業務

2 業務目的

「五国」の地域性や内面的な個性・違いを切り口に、県民みんなの声で地域の魅力を再発見していく「兵庫五国連邦プロジェクト」を通じて、県民が自らの地域に誇りと愛着心を持ち、他地域を認め合う「県内交流」を推進する契機とともに、県外へも兵庫の魅力をアピールする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日（日）

4 事業費

¥5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

2019年2月にスタートした兵庫五国連邦プロジェクト（U5H）について、これまでの取組内容を踏まえ、以下の要件を満たす企画を提案し、実施すること。

(1) コンテンツ制作

①コンテンツのテーマ

観光振興、特産品振興、移住・定住促進、公民連携、2025年大阪・関西万博に向けた取組（ひょうごフィールドパビリオン等）をはじめ、県の施策と共同で実施する企画

②コンテンツ制作にあたっての要件

- ・年3本程度、コンテンツを制作すること。
- ・U5Hの認知度向上につながる内容であること。
- ・実装された既存の企画・コンテンツを拡充・発展させる内容であること。
- ・県内だけでなく、県外も視野に入れ、幅広い年齢層に訴求できる内容であること。

(2) 情報発信

- ・WEB/SNS媒体を用いたキャンペーン企画やインターネット広告によるWEBサイトへの誘引など、幅広い手段での情報発信を実施すること。
- ・プレスリリース配信サービス等を活用し、メディアを介した発信を行うこと。

(3) (1)のコンテンツにかかるウェブページの作成・SNSの運営

- ・WEBサイト（<https://u5h.jp/>）で公開するウェブページを制作すること。
- ・SNS（Twitter 兵庫五国連邦（U5H）@兵庫県公式など）を運営すること。

※ これまでの取組内容は、別添資料「『県民主役』の自治体広報 U5H 兵庫五国連邦プロ

ジェクト」及びWEBサイト(<https://u5h.jp/>)を参照

※ 業務の実施にあたっては、社会情勢等を考慮し、臨機応変に対応すること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属するもとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、隨時利用できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(8) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(9) その他

- ① 企画の立案にあたっては、既存の WEB サイト (<https://u5h.jp/>) 等兵庫五国連邦プロジェクトの既存コンテンツを活用すること。
- ② 企画の都合上、この事業費の範囲外でノベルティ等の制作をする必要がある場合は、別途見積書を添付すること。
- ③ 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- ④ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。